

中して取り組むことができるでしょう。

また、このような関係は、災害時だけに留まらず、社会的な孤立の問題や孤独死、虐待といった問題に対しても役に立ち、結果「安全・安心で住みやすい地域」につながっていくと思います。

こうした「共助」の意識を醸成するためには、まず地域住民（ご近所）がお互いに顔のわかる関係になることが第一歩だと思います。この「顔のわかる関係」を作るには、地区社協が積極的に取り組んでいるサロン活動や世代間交流事業、あるいは会食会や配食サービスといった活動が大変有効です。民生委員も地区社協のこれらの活動へ参加・協力することによって、顔見知りの方が増えたり、あるいはその地域の実態を把握できたりすると思います。また、これらのつながりを民生委員活動にも活かすことができるものと考えます。

いずれにしても、民生委員と地区社協はそれぞれの役割を尊重し理解しながら、地域住民の福祉の実現という目的に向かって連携・協働していくことが大切なのだと思います。

## 行政職員（匿名希望・福祉担当歴10年）

地域福祉を推進していく上で、民児協と地区社協は、それぞれ大きな役割を持っています。民児協役員が、地区社協の運営に携わることも重要な業務（活動）の一つといえますが、日頃の活動ということでは配慮すべき事項があります。

民生委員法に定められる民生委員は、特別職の地

方公務員であり、守秘義務や私的な活動に対する制限も設けられています。そのため、公私の区別が厳しく求められることとなります。民生委員にとって、民生委員活動は「公」、地区社協活動は「私」であり、公私の区別が困難な活動を行うことは（できるだけ）避けるべきです。また、民生委員活動は、地域住民との信頼の上に成り立つ業務であることから、公私の区別ができていないという誤解を受けることがあってはなりません。このことを厳密に考え、実行することは困難ですが、民生委員及び地区社協の双方が配慮すべき事項として、日頃より意識しなければならぬことだと思います。

現在、必然ともいうべき地域福祉の推進という流れの中で、国や県、市町村から寄せられる民生委員や地区社協への期待は非常に大きなもので、一人の人間が双方に所属しながら、今後も活動を続けていくことは非常に困難な状況となっていくのではないのでしょうか。

このことから、将来的には、民生委員は地区社協の「運営」に係わるが、「活動」については直接関わらないような体制を構築するべきであり、時間をかけて移行する計画を立てていくべきです。ただし、民生委員活動を十分行った上で、さらに活動が出来る状況であり、地区社協活動において民生委員が公私の区別ができる環境が整っていれば、地区社協での活動を妨げるものではありません。重要なことは、活動にあたって私的な活動と位置づける必要があるということです。

## 4. 地区社協活動のやりがい・負担感

順位	理由（4階層計）	割合
1	どちらかといえば、やりがいを感じる	48.1%
2	どちらともいえない	16.2%
3	どちらかといえば、負担を感じる	14.9%
4	とてもやりがいを感じる	12.4%
5	負担を感じる	2.5%
—	不明	6.0%

※回答は、活動実態調査対象者全員（事務局除く）

## 5. 地区社協活動との関わりについての改善希望

順位	理由（4階層計・上位5位まで）	割合
1	民生委員以外の幅広い団体・人材から構成してほしい。人材確保してほしい	22.7%
2	地域の中で、民生委員と地区社協それぞれがやるべきことや役割について話し合いたい	20.6%
3	地域福祉について話し合う場を設けたい	15.0%
4	委員個々の判断で協力の有無を決めているので、単位民児協全体で協力していきたい	10.9%
5	より民生委員が参加できる場ができると良い	10.3%

※回答は、活動実態調査対象者全員（事務局除く）

※本設問は、複数回答（選択肢10のうち、2つに○）